

悪魔学書『魔女への鉄槌』の総合的研究 [全文の要約]

著者	田島 篤史
発行年	2017-03-31
学位授与機関	関西大学
学位授与番号	34416甲第623号
URL	http://doi.org/10.32286/00000364

悪魔学書『魔女への鉄槌』の総合的研究

文学研究科博士課程後期課程総合人文学専攻

平成 28 年度 田島 篤史

はじめに

・研究対象、問題領域、方法論

15 世紀中葉以降、悪魔や悪霊、そして魔女は次第に学問的に論じられるようになった。学者のみならず医師や裁判官などの実務家も、現実が増加する魔女犯罪に呼応して、多くの著作を残した。魔女迫害肯定派・否定派双方の議論を通じて発展していった知識体系は、悪魔学と呼ばれるようになり、次第に魔女狩りに理論的根拠を提供していった。魔女・魔術は時代と地域を超えてみられる人類に普遍的な問題であるが、それに対する学術理論の急激な発展・衰退は、中・近世ヨーロッパのほかには見られない。すなわち、悪魔学という知的営み自体が極めて歴史的な事象であり、悪魔学書は当時のヨーロッパ・キリスト教社会を表象する重要な史料だといえよう。本稿では、数ある悪魔学書のうちで最も影響力が大きいとされる『魔女への鉄槌』*Malleus Maleficarum*を取りあげる。著者はシュレットシュタット出身のドイツ人ヘンリクス・インステイターリス(ドイツ名ハインリヒ・クラマー)である。彼はドミニコ会に属する神学博士であり、教皇直属の異端審問官として、魔女撲滅を目指して自らも活動していた。インステイターリスは職務を通じて触れた数々の民間信仰を、自身が学んだ神学・法学等の学問的枠組みの中で解釈し、古来ヨーロッパに存在する種々の魔女イメージを統合・体系化していった。魔女の存在とその危険性や対処法を論じ、世俗の裁判所に訴えかけて魔女の撲滅を主張したのである。

19 世紀における実証的魔女研究の開始以来、魔女裁判とともに悪魔学も当該分野における研究対象としての地位を獲得してきた。本章では、1 世紀以上にわたる『魔女への鉄槌』の研究史の批判的検討を通じて、先行研究における問題点を明瞭化し、それらの問題に取り組むべき最良の方法論を提示する。ここでは、R. シャルチエの理論を根幹としつつ、分析対象である『魔女への鉄槌』を作者・テキスト・書物・読者の 4 側面からアプローチすることが説かれ、本稿全体の方向性が指し示される。

第1章:『魔女への鉄槌』の誕生

本章では、作者ヘンリクス・インステイターリスの『魔女への鉄槌』執筆に至る活動を再構成する。本書初版が刊行されたのは 1486 年末のことであるが、インステイターリスが執筆を強く動機づけられた事件が出版前年、すなわち 1485 年にあった。ティロール伯領の宮廷都市インスブルックにおける魔女異端審問である。従来この事件は、歴史家ハルトマン・アンマンが 1890 年に「インスブルックの魔女裁判」として、その膨大な記録とともに紹介して以来、当該分野で広く知られてきた。アンマンの収集・編纂した史料を再検討することで、当該事件を従来とは異なる視点、すなわち「ブリク

セン司教区における魔女異端審問」との認識を提示し、事件を歴史のコンテキストにおいて再考する。こうした視点はこれまでにない知見を提供する。すなわち、数十年来続くティロール伯領をはじめとした高地ドイツ地域とローマ教皇庁との確執が明らかとなり、こうした政治闘争の産物として、『魔女への鉄槌』が誕生したのである。

第2章:『魔女への鉄槌』の製作状況と作品構成

本章では、『魔女への鉄槌』の書誌学的調査に基づく成果を提示する。筆者自身が、これまでチュービンゲン大学図書館、フランス国立図書館、ニーダーザクセン州立ゲッティンゲン大学図書館、コンスタンツ大学図書館、ザンクト・ガレン修道院図書館、ザンクト・ガレン州立図書館ヴァディアナ、ロストック大学図書館、ミュンヘン大学図書館、ヴォルフエンビュッテル・ヘルツォーク・アウグスト図書館、バイエルン州立図書館における調査をもとに、現存する『魔女への鉄槌』の各版(既発見 28版に加え、新たに発見した1版)の印刷者、印刷年、印刷地、作品構成を提示する。『魔女への鉄槌』が魔女狩りに与えた影響を考察するうえで、製作に関わる情報は必要不可欠であり、本章における書誌学的調査は、以下のすべての作業の前提となる。

第3章:『魔女への鉄槌』の普及

本章では『魔女への鉄槌』を製作した印刷・出版業者の活動を再構成し、書物としての本書の普及とその受け手である読者について検討する。その際やはり、本書が魔女狩りに与えた影響を考察することを目的とするため、大迫害期以前に刊行された諸版のみを扱う。魔女裁判件数の増加が見られるのは 1560 年代であるが、それ以前では、シュパイアー、ニュルンベルク、ケルン、パリ、リヨンの 5 都市で 13 版の『魔女への鉄槌』が刊行されており、製作者は計 9 名いる。彼らが残した会計簿、書簡等のビジネス文書を書誌学の成果と手法を援用することで、また各製作者間のつながりにも目を向けることで、『魔女への鉄槌』の特殊な製作状況および流通過程の解明を行うとともに、読者を追跡する。各地で製作された本書は、どの都市に運ばれ誰の目に触れていたのか。また読者層の職業、身分、性別とはいかなるものであったのかを分析し、本書の影響の範囲を明示する。

第4章:『魔女への鉄槌』における基底概念—「神の許可」概念をめぐる神義論的諸問題

本章および第5章では、『魔女への鉄槌』のテキスト分析が行われる。本書は悪魔学書として広く知られているが、作者インステイトーリスは神学博士であり、彼は魔女論を展開する際に、神学議論の中に自身の正当性を求めていた。インステイトーリスは魔女たちの悪業を論じるにあたり、常に神との関係を考慮しており、その際、魔女たちの犯罪行為によって生じる悪が、いかにして神の正義と矛盾しないのかということを論点とし、これら諸悪の責任が神に帰せられるか否かを問うたのである。これは、長いキリスト教の歴史の中で、『ヨブ記』以来しばしば論じられてきた「神義論」に関わる問題意識だといえよう。本章では「神の許可」概念とそれをめぐる諸問題を検討し、インステイトーリスによる神義論の全体像を提示することで、いかなる論理でもって魔女迫害が正当化されると考え

られたのかを明らかにする。

インスティトーリスの神義論とは以下のようなものである。この世のすべての事物は神の摂理に属しており、それは神の義にかなっている。その摂理のうちでは悪が起こりもするが、この世に悪が存在するのは、個別特殊な悪から普遍的な善を引き出すことができる神が、悪が為されることを許しているためである。そうすることで神は全宇宙を完全にする。つまり個々の悪は普遍的な善のために必要不可欠なのである。また、理性的被造物である人間および天使が罪を犯すのは、神より与えられた自由意志による自らの選択の結果であるため、神にはその責任は一切ない。なぜなら神は自身の「罪を犯さぬ能力」を被造物に分け与えるのだが、被造物は不完全ゆえにそれを受け取ることができないからだ。それゆえインスティトーリスは、被造物が罪を犯さぬように神の恩寵に浴することを奨めるのである。魔女たちが犯す罪も神が許可しているからこそ生じるのだが、自由意志に基づく選択の誤謬が罪の原因であるため、もちろん神にはその責任は一切ない。この罪に対して、罰が与えられることで宇宙の美は保たれるゆえ、魔女が処刑されるのは神の摂理の一部であるといえよう。

16世紀後半から17世紀にかけて魔女狩りが最盛期を迎えるが、当時の悪魔学者たちが『魔女への鉄槌』を頻繁に引用し、その魔女像を受け入れたのは、インスティトーリスの展開する魔女論がこうした神議論に支えられていたことが大きな要因であるといえるだろう。

第5章:『魔女への鉄槌』における「契約」概念

本章では『魔女への鉄槌』における「契約」概念を分析し、当該概念を通じて魔女の罪がいかにつまみえられるのかを検討する。1560年代以降の魔女裁判の増加は、魔女犯罪の画一化をもたらした。当時、魔女の罪で重要視されたものの一つに「悪魔・悪霊との契約」があったが、インスティトーリスは『魔女への鉄槌』においてすでにこれらの罪について論じていた。『魔女への鉄槌』では、神が許可し、悪霊が協力することによって、はじめて人は魔女として悪事を働くことができると考えられていた。さらに悪霊の助力を得るためには、彼らとの契約が不可欠であり、魔女が活動するためにはこのような複雑な条件を満たす必要があるとされた。つまりこれは、旧約聖書以来用いられてきた「契約」概念が、インスティトーリスによって新たな解釈のもと論じられている、といえるだろう。

契約は「明示的契約」と「暗黙の契約」という二種類に大別される。「明示的契約」を結ぶ手段は、集会において行われる悪霊への臣従や、個人的に行う祈願、さらには夢魔たちとの性交があり、この契約を結ぶ目的は双方異なる。すなわち魔女は現世での長寿や成功あるいは快樂のため、悪霊は人間を墮落させるために契約を結ぶのである。一方、「暗黙の契約」は、出産に際して産婆あるいは母親が赤子を呪い悪霊にささげることや、言葉のない行為のみによって結ばれる契約である。この契約の目的も双方異なり、肉体も魂も捧げた魔女は悪霊の命令によって、悪霊は選民を減らすことで永遠の苦しみを被ることになる終末を先延ばしにするためである。

二種類の契約のあいだには明瞭な差異がある。自らの意志で信仰を放棄し魂も肉体も永遠に悪霊に捧げる「明示的契約」に対し、「暗黙の契約」は第三者を通じて本人の知らぬ間に結ばされていたり、明確な意志表示をせずに結ぶ。それゆえ前者では、神から授かった自由意志を、善で

はなく悪を求めて誤用しているのであり、選択の誤謬を犯しているといえる。すなわち、神学的には「明示的契約」の方が「暗黙の契約」よりも罪が重い。しかしその罪の重さゆえに悪霊の助力がより一層大きくなり、「明示的契約」を結んだ魔女にしかできない悪業も存在する。こうしたことから、罪の重さと魔女の能力とのあいだには明らかな相関関係がみられるのであり、人は罪を犯すことで魔女となり、魔女となることでさらに罪を犯すといえるだろう。

以上のような契約を結ぶ魔女は、信仰を否認した異端者でもあり、背教者でもある。それゆえ異端審問官の裁きに服さねばならないのである。インスティトーリスはキリスト教において極めて重要かつ馴染み深い「契約」概念を魔女の活動条件とすることで、魔女を異端・背教と結びつけ、迫害を肯定するための根拠の一つとして論じたのである。

第6章:ニュルンベルクの魔女裁判にみる『魔女への鉄槌』の影響

本章では、実際の魔女裁判における『鉄槌』の影響力を考察する。H. クンストマンによって基礎研究がなされたニュルンベルクの魔女裁判を、彼が用いた未刊行史料にあたり、第4・5章のテキスト分析によって抽出した『魔女への鉄槌』の思想が、各裁判過程において、いかに見られるかを検討する。魔女裁判における『魔女への鉄槌』の受容形態を考察するにおいて、ニュルンベルクを取りあげる意義は以下の通りである。第一に、ニュルンベルクでは大迫害期に大量現象として画一化する以前の初期魔女裁判の事例を分析できる。地域ごとの特徴がより強く出る初期の魔女裁判が変化していく様子が確認できるとすれば、分析対象として好都合である。第二に、ニュルンベルクにはオリジナルの『魔女への鉄槌』のみならず、『ニュルンベルガー・ヘクセンハンマー』が存在する。これは、インスティトーリスがニュルンベルク市参事会からの要請により、1491年に自身の魔女問題に対する見解を提出したものである。それが意味するところは、世俗権力である市参事会が、教皇直属の異端審問官(教会権力)に魔女問題を改善するための援助を要請したということであり、それは悪魔学(表象)と魔女狩り(実践)とが、このニュルンベルクにおいて交わる契機であったと考えられる。そして第三は、ニュルンベルクは当時の印刷メディアの一大中心地であり、大迫害期以前に『魔女への鉄槌』が最も多く出版された都市であった。ニュルンベルクの出版センターとしての興隆は、A. コーベルガーという人物の活躍によるもので、彼は当時のヨーロッパ最大の印刷・出版業者であり、自身も『魔女への鉄槌』を製作した。市参事会員でもあったコーベルガーは、結婚を通して都市貴族と強く結びつき、都市内で大きな影響力を有していた。

年代・経過・判決を注視することで、ニュルンベルクの魔女裁判の特徴が浮かび上がる。一つは死刑判決の少なさである。『魔女への鉄槌』の最も根本的な主張は魔女の根絶だが、本書の出版や『ニュルンベルガー・ヘクセンハンマー』の提出が直接の契機となって、死刑判決の増加が見られるようなことはない。ただし1520年代には、市参事会から魔女裁判の鑑定を依頼された法律顧問の中に、強く死刑を主張する者が現れる。しかし彼らが死刑を主張する際の論理が、『魔女への鉄槌』の論理とは異なることや、複数いる法律顧問の中でも意見の一致を見ないことがしばしばあった。ようやく1536年に悪魔学的色彩の濃い裁判が展開されるが、判決を下す市参事会が、法律顧問の鑑定結果を受け入れなかった。このことから、1530年代においてもなお、『鉄槌』の魔女論

は数あるうちの一つに過ぎなかったといえるだろう。このように立場の違いが示すコントラストは、16世紀前半の魔女イメージの多様さを描き出すのである。

おわりに

以上の作業を総括して、『魔女への鉄槌』の歴史的意義が論じられる。テキスト分析、現存各版の調査、魔女裁判における『魔女への鉄槌』の影響、書物としての流通・普及を総合的に検討することで、先行研究においては推測に基づいてたびたび主張されてきた、本書の持つ魔女狩りへの多大な影響力は、修正が余儀なくされる。ただし時代が下るにつれてより多くの版が出版されるようになり、出版初期と後期とではその評価はまったく異なるため、各時代における歴史的意義の提示が必要である。